

九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等	平成十八年五月十二日
発行日	振替単位	最低額面金額	払込金額	発行額	発行方法	振替法の適用等	法律及びその条項	名称及び記号	件を次のとおり告示する。	財務省告示第二百十七号
平成十八年四月二十八日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	五万円	十六億千三百六十万円	額面金額で十六億円	法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立基金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け	成十三法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利付国庫債券（二十年）（第八十六回）	財務大臣 谷垣 禎一	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年四月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

十 発行価格

額面金額百円につき百円八十五

十一 利率

年二・三パーセント

十二 経過利率

年金積立金管理運用独立行政法

の払込み

人の理事長は、払込金額を加え、

次の算式により算出した金額を

第十八号の規定する期日に払い

込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.3}{100} \times \frac{39}{365}$$

十三 初期利子

平成十八年九月二十日を支払期

とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う(以下、

次号及び第十五号において規定

する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日

を支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成三十八年三月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還金額

平成十八年四月二十八日

十六 償還期限

平成十八年三月二十日

十七 元利支

平成十八年三月二十日

十八 払込期日

平成十八年四月二十八日